

2020.09.29

議案第 91 号

「和解について」に対する原案反対討論

私は、議案第 91 号「和解について」原案反対の立場で討論いたします。

この和解は、吉良支所棟及び旧一色支所の工事中止にかかる増加費用を SPC の請求に応じて市が 8,182 万 859 円を支払うというものです。しかし、以下の 4 点において、この支払いには疑義が多々あり、すべての費用請求の支払い状況について裏取りがなされ、事実関係が証明されない限り、私は、到底、公金の支払いとして認めることができません。

ご承知のように、この和解案については、市長は今議会に議案 89 号として上程予定でしたが、直前に、請求された水道料に使用実績のないことが明らかとなったことで取り下げられた挙句、その部分の費用だけを除いた議案 91 号として最終本会議に再上程されたものです。西尾市議会でも未だかつて例のない取下げ及び同一議会での再上程は議会軽視も甚だしい暴挙であります。

S P C が、この件に関して、どのように言い訳をしているか知りませんが、世間では、支払いの実態がないのに、その費用を請求した場合、それを架空請求といいます。一点でも架空請求があったなら、請求項目すべてを再調査するのは市長の当然の責務ですが、そうした検証はまったく行われていないことを冒頭に指摘して、以下、私の反対理由を述べます。

1 点目は、増加費用を精査することなく、SPC の請求通りに認めて支払うとしている点です。

市長は、SPC が提訴し、本年 4 月に確定した「29 年度分 増加費用訴訟」の判決に沿って、平成 30 年 4 月以降令和 2 年 9 月までの増加費用の具体的な証拠を SPC に要求しないまま、9 月議会で架空請求が発覚した水道代 6 万円のみを除いただけで、あとは SPC の請求通りに支払うといいます。

増加費用の判決については、市長は政治的判断をもって控訴しないとしましたが、内容には納得できない点があると述べてきました。訴訟では、「市側から再三 SPC に対し、支払いに関する詳細な書証・領収書類の提出を求めたが SPC はこれに応じず、原告として立証責任があるにも拘わらず、これを立証しないまま結審し、判決が下された」ものです。当然ながら、市にとっては極めて不本意な判決であったわけです。

それに対して市長は、「自分の政治的判断で控訴はしない。しかし、平成 30 年度以降の増

加費用については、その内容は精査する」と明言してきました。しかし、実際には、市は、SPC に対して先の訴訟と同じ書証類の提出しか求めませんでした。従って、SPC から提出されたのは、西尾地域開発が支払ったという請求書類だけで、領収書や銀行振り込みなど実際に支払い行為があったことを証明する証拠は含まれておらず、現状は 29 年度判決の追認でしかありません。具体的な裏付け証拠を入手しない限り、市は 1 件ずつを検証することはできません。また、SPC が証拠提供に応じない場合は、市弁護士による弁護士法 23 条 2 による調査が可能ですが、市長は、それも行おうとしなかった。市長は、議会でも記者会見でも、「精査する」と何十回も繰り返していましたが、それは嘘だったということになります。

2 点目の理由は、再上程された 91 号議案についてもまた、電気料金の支払いの実態に疑義が発覚した点であります。

水道の使用実態がない事実が訴訟の時点で分かっていたにも拘わらず、議案 89 号では水道代が架空請求されていたわけですが、さらに、本議案でも、電気の使用があったかどうか、さらに使用料請求が妥当かどうかについての疑義が指摘されました。水道料金と同様に地方自治法、地方財政法に抵触する疑義です。市長は、直ちに、電気代の支払いについて調査をし直すべきです。

3 点目は、このまま 8,000 万円もの増加費用を払ってしまえば、市が主張する「新施設は建設しない」という「市民に約束した見直し」が宙に浮いてしまい実効性がなくなる惧れがあることです。

市長は、要求水準の変更を求めた根拠である契約書 15 条 3 項は有効であると言います。

SPC は、「ここまで事態が長引き、費用が膨らんだのは、市が仮囲い設置など工事中止に向けた協議に応じなかったため、市のせいだ」と言います。しかし、それは、SPC の勝手な言い分でしかありません。

万歩譲っても、SPC が市に提出していた工事計画書の工事期限は平成 29 年 3 月末日までで、その後は許可を得ていないことがはっきりしましたから、それ以降は不法占拠ですし、「市が平成 30 年 6 月に行った 15 条 1 項の通知（15-1 条文を挿入）に対して、SPC が『要求水準の変更ではなく、契約の一部解除である』と主張して協議に応じなかった」ことが原因です。市のせいではなく、仮囲い設置を勝手に行った SPC の責任なのです。それを市に責任転嫁する SPC の言い分を、市長自身が認めてどうするのですか。職員のモチベーションを市長が下げてどうするのですか。

1 年に亙って協議ができなかったために、市はやむなく 15 条 3 項を通知したのです。3

項は通知を行えば効力が発生すると規定されています。契約書は、エリアプランも同意して結ばれているのですから、これに従わなければ、エリアプランは契約に違反することになります。市長は何を躊躇するのでしょうか。

市は15条3項を有効とするならば、増加費用8,100万円余を支払う前に、契約書に定められた15条3項の正当性を明確に主張すべきであります。

4点目は、市長は、議会に対して「これで増加費用は片付く。だから賛成して欲しい」と言っている点です。しかし、これは間違いです。増加費用の問題は片付きません。現に1週間前の全員協議会では、弁護士は、今後も増加費用が発生する可能性を否定していません。

なぜならば、市長は、仮囲い撤去の合意書で、「旧一色支所ほかプロジェクト02事業については、工事中止に至っておらず、契約書81条の状態、工事の一時中止であることを認めてしまっています。15条3項でせつかく市営住宅は建設しないと決めた通知をしたのに、それを通知以前に時間を戻してしまった。ホントに市営住宅を建設しないのか、どうするにしろ、西尾地域開発も同意しなければ、事業自体を動かすことが出来なくしたことによって、増加費用発生余地を残してしまったのは、市長あなた自身ではありませんか。

市長がいくら、早く仮囲いを取りたかったとしても、膠着状態から抜け出すアピールをしたかったとしても、この2年半の交渉を放棄する代償は余りにも大きく、多くの市民はこれを聞けばビックリ仰天する愚かな判断だと思いますが、いずれにしても、ここでまたSPCに迎合して8,000万円余を支払えば、問題は片付くどころか、どこまで長引くか分からない泥沼状態に陥ります。市長の判断は、増加費用さえ払えば、SPCは話合いに応じてくれるという希望的観測としか思えません。

なぜなら、調停の場でも、市営住宅はじめ施設新設を取り止めるという協議事項について、SPCは依然としてゼロ回答だからです。まともに協議に応じていないのが現状とききます。

しかるに、市長・副市長は、8月もしくは9月にSPCに会いに行っているといえます。1回だけなのか、何回も会っているのかわかりませんが、職員も弁護士も連れずに相手方と密談するなど言語道断、何をどう約束したのか、市民からも議会からもいらぬ詮索を受けるのは当然です。会うのなら、必要があるなら、裁判官も立ち会う調停という正式な席で会えばよいのです。そういう場がちゃんとあるのに、なぜそこを使わないのですか。

控訴しなかった本年4月以降の市長の動きは不可解の一語に尽きます。市民への説明を

一度も行わず、説明責任を果たすことなく相手方と密会するなど、市民への背信行為と断ぜざるを得ないと私は思います。

平成 30 年度から令和 2 年までの状況は 29 年度とはまったく違います。市は見直しを具体化しています。訴訟にもなっていないのに、それらを主張もせず、SPC 作成の増加費用和解案を出したり引っ込めたりする軽挙妄動は許されません。市長が、「PFI 事業見直しを前へ進めたい」というのは、来年の市長選挙での再選のためではないかとの声が出ているようですが、何とも情けない限りです。そんな声を出させてはいけないと、私は思います。

ともかく、この増加費用は支払いの根拠が明確にならない限り、同意することはできません。このままでは、見直しによって事業費用そのものが増えてしまうことも否定できなくなってしまうでしょう。そして、市長に頼まれたからと賛成するのでは、議員としての見識が疑われます。

コロナ禍によって、次年度次々年度の税収が激減する、どうやって予算を編成できるかという危機的状況の時期に、根拠も不確かな 8,000 万円もの支出、さらに増えるかも知れないきっかけになる支払いに同意することは、市長の軽率を追認し、議会としての監視を放棄することになります。

本議案については、私たち議員各自がこの顛末を市民に説明し、納得をしていただけるかどうかを基準にして判断すべきであると考えます。

和解の再上程によって、結局は委員会負託もなく、議員に十分に議論、検討する時間も資料も与えずに 9 月議会中にどうあっても議決を求める市長の態度は、議会軽視、市民軽視も甚だしい暴挙です。前榊原市長とまったく同じ手法を取る中村市長は、3 年前と同じ人物とは思えない変わりようであり、到底、原案を認めることはできません。

賢明なる議員諸君の同意を求めて、私の原案反対討論とします。